

家屋の新築、増築、取壊し、所有権移転について

【新・増築の 家屋調査にご協力を】

町では固定資産税の適正課税のため、新築または増築された住宅・物置・倉庫・畜舎などの家屋を対象に「家屋調査」にお伺いしています。家屋を新・増築された時は、下記までご連絡をお願いします。

簡素な物置や車庫でも、外気分断性、用途性、土地への定着性が備わっていると家屋として課税されます。土地への定着性の判断については、東石による簡易な設置でも、家屋本体と東石とが羽子板ボルトなどの金具で固定されている場合は課税対象となります。木造だけでなく、簡易に設置できるプレハブ式の物置も課税対象です。

【家屋の取壊しおよび所有権移転について】

・家屋を取壊した場合
未登記の家屋を取壊した場合には、下記まで届出をお願いします。

また、登記されている家屋

を取壊したときは、法務局で「滅失登記」の手続きを行ってください。

※固定資産税の賦課期日は毎年1月1日です。賦課期日までに手続きが行われない場合、引き続き課税されることとなりますので、ご注意ください。

・所有権移転した場合

相続・売買・贈与などによって、未登記家屋の所有権を移転した場合には、下記まで届出をお願いします。

また、登記されている家屋の所有権を移転したときは、法務局で「所有権移転」の手続きを行ってください。

※取壊した場合と同様、賦課期日までに手続きが行われない場合、引き続き元の所有者に課税されることとなりますので、ご注意ください。

【住宅用地の特例について】

住宅が建っている土地には、土地の固定資産税が1/6または1/3に軽減される

「住宅用地の特例」が適用されます。この特例を受けるためには、「住宅用地の申告書」を提出いただく必要があります。なお、既に特例が適用されている土地については、建て替え等をしていない限り必要ありません。

【届出・問い合わせ先】

・財務課資産税係

☎0137-62-2114

・熊石総合支所地域振興課

☎01398-2-3111



消防本部からのお知らせ

◎毎年この時期はゴミ焼きを原因とする火災が多く発生します。ご家庭から出る一般ゴミ等を含む廃棄物を屋外で直接焼却することは、法律により禁止されているので絶対に行わず、八雲、熊石地区の分別方法により適正に出して頂きますようお願いいたします。なお、ゴミ焼きから火災になった場合は、処罰される可能性があります。

◎今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指消毒等のため、消防法に定める危険物に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えていることから、火災予防上、次の内容について十分注意してご使用いただきますようお願いいたします。

3. 容器を保管する場所は、直接日光の当たる場所や高温となる場所を避けること。

4. 容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ、または飛散しないよう注意すること。

【問い合わせ先】

八雲町消防本部予防課

☎0137-63-2686

ふるさと納税の状況

3月末現在(累計平成31年4月~令和2年3月)

寄附件数 151,921件

寄附金額 2,456,253,000円